広島合気会会則

第一条 総則

本会は、広島合気会と称し、公益財団法人合気会に加盟する道場、学校、職域団体(以下、道場等とする。)をもって組織する。また、道場等は互いに共存関係にある。

第二条 目的

本会は、合気道の普及に努め、会員の技能と心身の向上を図ることを目的とする。

第三条 事業

本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 演武会及び合同稽古の開催
- (2) 昇級・昇段審査の実施
- (3) 会員相互の交流・親睦の促進
- (4) 公益財団法人合気会等による事業への協力
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項
- 2 本会の事業年度は1月1日から12月31日とする。

第四条 道場等の責務

道場等は合気道の稽古に精進するとともに、その普及に努めなければならない。

2 道場等は本会に会費を納入しなければならない。

第五条 道場代表者会議

道場代表者会議は、各道場等の代表者1名及び役員をもって構成する。

- 2 道場代表者会議は次の事項を審議する。
- (1) 総会の開催及び審議・議決事項等に関すること
- (2) 会長、議長、副議長、監事の選出に関すること
- (3) 各道場等の入・退会に関すること
- (4) 顧問の委任又は解任に関すること
- (5) 推薦昇段者の選出に関すること
- (6) 会則の改正及び細則等の制定・改廃に関すること
- (7) その他、必要と認められること
- 3 道場代表者会議は、道場等の代表者全員(委任を含む)の出席をもって成立する。
- 4 道場代表者会議の議決は、各道場等1票で行い、過半数でこれを決する。なお、可否同 票の場合は議長が決することとする。

第六条 役員

本会に次の役員をおく。

会長 1名、副会長 2名以内、事務局長 1名、審査部長 1名、広報部長 1名、 議長 1名、副議長 1名、監事 2名

- 2 役員の任期は2年とする。
- 3 会長は議長、副議長、監事を除く役員を任命する。
- 4 補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 事務局長、審査部長、広報部長は必要に応じて補佐をおくことができる。
- 6 役員の職務は次のとおりとする。
- (1)会長は、本会を代表し、総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は、会計及び企画等を担当し、会務を処理する。
- (4) 審査部長は、審査全般を担当する。
- (5) 広報部長は、広報全般を担当する。
- (6) 議長は、道場代表者会議を運営する。
- (7) 副議長は、議長を補佐し、議長欠席の場合はその職務を代理する。
- (8) 監事は、会の事業及び会計を監査する。
- 7 原則として、役員は道場代表者会議及び総会に出席するものとする。

第七条 顧問

道場代表者会議の承認を得て、顧問を若干名委任することができる。

2 顧問は、会長の要請により会議に出席し、必要な助言を与えることができる。

第八条 総会

総会は、各道場等の会員をもって年1回以上開催し、次の審議事項を承認又は決議する。

- (1) 事業報告、決算報告及び監査報告
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 会則の改定、細則等の制定及び改廃
- (4)役員の承認
- (5) その他の必要事項
- 2 総会は、道場等の会員の参加をもって行う。
- 3 審議事項は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 総会の議長は、会長が務める。

付則

- この会則は、1991年1月1日から施行する。
- この会則は、1992年8月1日から施行する。
- この会則は、2012年4月1日から施行する。
- この会則は、2024年1月1日から施行する。